

経済産業省生産動態統計調査

資源・エネルギー関係月報記入要領

鉱物及びコークス月報
原油及び天然ガス月報
石油製品月報

〔調査票番号〕 8020、8040、8061



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

2025 年 1 月

経済産業省大臣官房調査統計グループ

鉱工業動態統計室

◆ 間違いやすい記入例 ◆

調査票の記入の際、間違いやすい主な記入例と確認ポイントについてまとめました。

まちがいやすい記入例	正しい報告のために（確認ポイント）
・ <u>定義外</u>の品目分を計上 ・ <u>定義内</u>の品目分を<u>未</u>計上	調査票記入要領に記載してある調査品目の定義や品目例示、生産などの調査項目の定義を確認してください。 調査票の記入担当者が、貴事業所での製造品と調査品目の関連について必ずしも熟知していないと思われる場合には、定期的に、貴事業所における製造品に詳しい方が調査の報告内容について確認してください。
・ 海外生産分を生産に計上	本調査は、国内に所在し、かつ、調査品目を国内で生産している事業所が対象です。「生産」には、海外に所在する関連企業の生産分を含めないでください。 ただし、貴事業所で生産する調査品目と同じ品目を貴事業所が海外から受け入れた場合には、「受入」、「出荷」や「在庫」などに計上してください。
・ 三国間貿易分を計上	海外との帳簿上のみの輸出、輸入などの取引は、調査の対象にはなりません。実際に海外生産分を受け入れた場合には、「受入」、「出荷」や「在庫」などに計上してください。
・ 在庫量の推計	在庫には、月末の実在庫量を記入していただくのが原則です。 どうしても毎月把握できない場合に限って、計算による算出もやむを得ませんが、この場合でも、必ず定期的（四半期や半期など）に実在庫量を確認して報告してください。
・ 重複報告	自事業所（A工場）に他事業所（B工場）分を含めて報告している場合、当初は、A・B両工場の担当者に認識があったものの、担当者が替わるなどしてその状況が不明になり、いつの間にかB工場も調査票を提出している、というケースも考えられます。必ず、定期的に確認してください。
・ 単位誤り	調査票に記入の際は、調査票上に記載されている単位を確認の上、記入してください。
・ 月末従事者数の誤り	「事業所」の月末従事者数には、貴事業所に常時従事している全ての人数（生産及び管理などの業務に常時従事している人数）を記入します。 一方で、「〇〇部門」（機械器具月報は「当該品目群」以下同様）の月末従事者数には、貴事業所のうち当該調査品目の生産及び管理などの業務に常時従事している人数を記入します。 したがって、「事業所」の月末従事者数は、「〇〇部門」の月末従事者数と比べて多いか等しくなります。

記入した内容（記入欄、桁等）に間違いがないかどうか、提出前に今一度御確認をお願いします。
 また、これまでの報告内容に間違いがあったとお気づきの場合や、記入に関する疑問点などがありましたら、「9. 調査票に関する連絡先」（目次参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞まで御連絡ください。

◆オンライン提出に関するQ & A◆

Q 1	紙調査票で提出していますが、オンラインでの提出に切替えたいのですが。
A 1 ー①	送付された調査関係書類にオンライン提出に必要な「ログイン情報（政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード）」が同封されている場合は、申込み不要で利用いただけます。政府統計オンライン調査システムへのログイン⇒ https://www.e-survey.go.jp/
A 1 ー②	「ログイン情報」が同封されていない場合は、本書 22 ページの「オンライン提出希望確認書【新規届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【新規届】」を出力し、全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL で提出してください。提出から約 2 週間後にログインのための調査対象者 ID・初期パスワードを郵送でお送りします。なお、オンライン提出の開始希望月を将来に設定された際には開始希望月付近で送付します。
Q 2	変更したパスワードを忘れてしまいました。
A 2	政府統計オンライン調査システム上の連絡先情報にメールアドレスの登録が済んでいる場合は、「パスワードの再発行画面」からパスワードの再発行を行っていただくことが可能です。パスワードの再発行⇒ https://www.e-survey.go.jp/onlinec/reissuePassword なお、メールアドレスの登録が行われていない等で、上記の対応ができない場合は、パスワードの初期化を行いますので、下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。初期化手続き後に「ログイン情報」に記載の初期パスワードでログインし、再度、パスワードの変更をお願いします。
Q 3	「ログイン情報」を紛失してしまいました。
A 3	第三者の不正アクセスの原因となり得るため、至急下記「統計情報システム室オンライン調査担当」まで連絡してください。
Q 4	オンラインで提出できなくなりました。
A 4	Excel のバージョン変更や社内セキュリティ設定などにより、電子調査票の機能を利用いただけない場合があります。その場合は、紙調査票での提出に切替えをお願いします。本書 2 ページの「9. 調査票に関する連絡先」に「オンライン提出ができなくなったため紙調査票での提出に切替える。」ことを連絡の上、紙調査票にて提出してください。
Q 5	担当者（連絡先）が変更となりました。
A 5	本書 23 ページの「オンライン提出希望確認書【変更届】」をコピー（PDF 形式）していただくか、下記問合せ先のサイト（URL）から Excel 形式の「オンライン提出希望確認書【変更届】」を出力し、変更内容を含む全ての項目を記入の上、下記 E-MAIL まで提出してください。

【オンライン調査に関する問合せ先】

経済産業省大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室オンライン調査担当

〔電話番号〕 03-3501-1090 〔E-MAIL〕 bzl-stats-info@meti.go.jp

経済産業省 HP オンラインによる統計報告（上記以外の Q&A も掲載しています。）

（URL） <https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

ー お願ひ ー

「ログイン情報」は厳重に保管してください。担当者が替わられても「調査対象者 ID」や「パスワード」の情報は継続して使用いただけます。

メール等での問合せの際には、「調査対象者 ID」「担当者氏名」「電話番号」を記入してください。なお、セキュリティ確保のため「パスワード」は記入しないでください。

資源・エネルギー関係月報記入要領

目 次

	ページ
1. 調査の目的	1
2. 秘密の保護	1
3. 調査の対象	1
4. 報告義務等	1
5. 調査期日及び調査期間	1
6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法	2
7. 休業、廃業、転業及び名称変更等	2
8. 結果の公表	2
9. 調査票に関する連絡先	2
【記入注意事項】	
1. 一般事項	3
(1) 記入数字について	3
(2) 訂正について	3
2. コード欄及び備考欄の記入について	3
3. 一括事業所調査票の記入について	4
4. 共通調査項目別事項	4
(1) 製品欄	4
(2) 労務欄	6
(3) 生産能力欄	6
(4) 備考欄	7
【月報別記入注意事項】	
《鉱物及びコークス月報》	8
1. 金属鉱物の記入について	8
2. 非金属鉱物の記入について	8
3. コークスの記入について	10
《原油及び天然ガス月報》	13
(1) 製品欄	13
(2) 原油生産内訳欄	14
(3) 天然ガス生産内訳欄	14
(4) 天然ガス出荷、消費内訳欄	14

《石油製品月報》	15
(1) 製品欄	15
① 調査品目	15
② 生産	16
③ 受入	16
④ 消費	16
⑤ 出荷	17
⑥ 品種振替	17
⑦ 月末在庫	18
(2) 半製品欄	18
① 受入	18
② 投入	18
③ 出荷	18
④ 月末在庫	18
調査票のオンライン提出について	19
調査票様式	24

資源・エネルギー関係月報記入要領

この記入要領は、資源・エネルギーに関する経済産業省生産動態統計調査（基幹統計調査）の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる事業所の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、提出期日までに経済産業大臣へ提出してください。

1. 調査の目的

この調査は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とし、統計法に基づく基幹統計を作成するため、経済産業省が経済産業省生産動態統計調査規則によって実施するものです。

2. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条によって保護されています。したがって、徴税事務などに使用されることはありません。

3. 調査の対象

この調査の対象事業所は、経済産業省生産動態統計調査規則に規定されており、資源・エネルギーに関する調査票に記載された調査品目を生産する国内の事業所（鉱山及び選鉱場を含む。）です。

ただし、鉱物及びコークス月報において、石灰石を生産する事業所については、事業所全体の従事者が10人以上の事業所が調査の対象になります。

なお、調査品目について生産の委託などを行っている事業所で、経済産業大臣が指定する事業所（以下「一括事業所」という。）を含みます。

4. 報告義務等

この調査の対象となる事業所（工場）又は企業の管理責任者（報告者）は、調査票に掲げる事項について報告することが、統計法第13条（報告義務）で義務付けられているほか、必要に応じて、同法第15条（立入検査等）の規定の適用があります。

なお、報告者がこれらの規定に反し、報告を拒んだり、虚偽の報告をしたり、立入検査に応じない場合などには、統計法第60条、第61条に基づいて罰せられることがあります。

5. 調査期日及び調査期間

この調査の調査期日は、毎月末日現在です。調査期間は、原則として毎月1日から末日までの1か月間となっています。やむを得ない場合は、一定の日（例えば25日、20日など）を定めて、その日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。

ただし、一度定めた調査期間は特別な事情がない限り変更をしないようにしてください。

なお、調査期間を変更した場合は、調査票の備考欄にその旨を必ず記入してください。

6. 調査票の提出先、部数、期日及び提出方法

調査票は、経済産業大臣へ翌月 15 日までに 1 部提出してください。

調査票は、紙による提出のほか、オンラインによる提出方法があります。

なお、オンラインによる提出は「政府統計オンライン調査システム」を利用します。紙調査票報告事業所に対して 12 月に送付された、2025 年用「調査関係書類一式」に同封の「内訳表」裏面に「ログイン情報（調査対象者 ID・初期パスワード）」が記載されている事業所は、既に本システムの利用が可能です。記載がない事業所で、オンラインによる提出を希望される場合は、「調査票のオンライン提出について」（19～23 ページ）を参照してください。

7. 休業、廃業、転業及び名称変更等

(1) 休業、廃業、転業、名称変更などの場合は、「9. 調査票に関する連絡先」に、その旨を連絡してください。

(2) 休業の場合は、調査品目の製品在庫がなくなるまで毎月調査票を提出してください。また、操業を再開した場合は、直ちに調査票を提出してください。

(3) 廃業又は転業の場合は、翌月の調査票から提出する必要はありません。

ただし、いずれの事由であっても、調査品目の製品在庫がある場合は、「9. 調査票に関する連絡先」にその旨を連絡し、指示に従ってください。

8. 結果の公表

この調査の集計結果は、「経済産業省生産動態統計速報」、「経済産業省生産動態統計確報」、「経済産業省生産動態統計年報」として、インターネットにより公表しています。

経済産業省生産動態統計調査のホームページ：

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/seidou/>

9. 調査票に関する連絡先

【記入方法などに関する問合せ先】

＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞

電話：0120-172-938（通話料無料）

〔受付時間〕 平日 9:00～18:00（平日 12:00～13:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【調査に関する問合せ先】

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 鉱工業動態統計室 資源・生活用品班

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

電話代表 03-3501-1511 内線 2868

〔 記 入 注 意 事 項 〕

1. 一般事項

(1) 記入数字について

調査票の該当する欄に正確かつ明瞭に記入してください。

数字は全て算用数字を用い、単位未満は四捨五入してください。

実績があっても単位未満四捨五入で0になる場合は、「0」と記入してください。

実績がない場合は空欄としてください。

(2) 訂正等について

(調査票提出前)

調査票に、あらかじめ印刷されている情報に訂正がある場合は、赤色で二重線を引き訂正内容を記載してください。また、事業所番号、企業名、事業所名、本社又は本店所在地、事業所所在地、法人番号の印刷（印字）がない場合は、記載いただくようお願いします。

(調査票提出後)

報告数値等に訂正が生じた場合には、その都度速やかに「9. 調査票に関する連絡先」（2ページ参照）の＜経済産業省生産動態統計調査事務局＞に報告してください。報告をもとに担当者が訂正内容（①～⑧）について確認しますので、訂正方法などについては、担当者の指示に従ってください。

- ① 企業名・事業所名・事業所番号・法人番号
- ② 調査票名・調査票番号
- ③ 品目名・品目番号
- ④ 調査項目名
- ⑤ 訂正期間
- ⑥ 訂正発生要因
- ⑦ 連絡先（担当部署名・担当者名・電話番号・FAX番号）
- ⑧ 訂正発生時期からの既報告値と訂正值

2. コード欄及び備考欄の記入について

(1) 提出調査票の該当月の記入は、調査票欄外（下段）の所定コード欄（年月分）に、1月～12月は01～12として2桁数字で記入してください。

(2) 事業所番号欄の都道府県（2桁）及び整理番号（8桁）欄には、この調査のために指定された番号を必ず記入してください。

なお、事業所番号は昨年と同じです。事業所番号が分からない場合は、調査票の提出先（9. 調査票に関する連絡先：2ページ参照）に照会してください。

例えば、1月分で事業所所在地が13（東京都）－00058015の場合は次のように記入します。

【記入例】

統計調査番号	調査票番号	年 月 分			事 業 所 番 号												
					都道府県	整 理 番 号											
A 0 7	* * * *	2	0	2	5	0	1	1	3	0	0	0	5	8	0	1	5

(3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。

(4) この調査票の作成年月日を、調査票左下の所定箇所に記入してください。

3. 一括事業所調査票の記入について

一括事業所の調査票とは、あらかじめ経済産業大臣から一括調査報告の指定を受けた事業所が作成するものです。指定を受けた事業所は、指定された品目について、下請事業所などの数値を取りまとめて記入してください。ただし、一括調査報告の指定内容は事業所ごとに異なりますので、指定された内容をよく確認のうえ記入してください。

なお、調査票の記入に当たっては、当該事業所が報告すべき記入事項（4. 共通調査項目別事項、月報別記入注意事項）を参照のうえ記入してください。

4. 共通調査項目別事項

次の調査項目別記入注意は、調査票共通の定義です。調査票の記入は、この定義によりますが、〔月報別記入注意事項〕（8 ページ以降）も必ず参照してください。

(1) 製 品 欄

① 生 産

調査期間中に国内にあるあなたの事業所（工場）で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）について次の点に注意をして記入してください。

ただし、仕掛中の半製品は除きます。

ア. 製品とは、最終の社内検査又は立会検査を完了したものをいい、修理改造、再製品などは含めないでください。

イ. あなたの事業所（工場）が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの事業所（工場）の生産として計上してください。この際、受託者側において生産金額（下請加工賃ではありません。）の評価が困難な場合には、委託者側と協議し、適宜な評価基準を設けて、申告してください。

ウ. あなたの事業所（工場）が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの事業所（工場）の生産には含めないでください。

エ. あなたの事業所（工場）で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

② 受 入

調査期間中にあなたの事業所（工場）又は倉庫に次の事由により受入れた製品の数量を記入してください。

なお、同一調査票に掲げる品目についての受入れがあった場合は、あなたの事業所（工場）で生産していない品目であっても全て記入してください。

ただし、受入欄のない調査票の場合は出荷及び在庫に含めて計上してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他工場から受入れたもの

ウ. 委託生産品及び委託加工品を委託先の工場（下請工場を含む。）から受入れたもの

エ. 返品（戻入れ）されたもの（廃棄品は除く。）

③ 消 費

調査期間中にあなたの事業所（工場）で他の製品の原材料、加工用（及び燃料）として消費した数量を記入してください。

なお、自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用などの自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

④ 出 荷

調査期間中にあなたの事業所（工場）及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

（販 売）

- ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
- イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの
- ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
ただし、同一調査票に掲げる品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。
- エ. 同一の調査票に掲げる品目を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全
くの転売品）
- オ. 輸出したもの（同一企業内の海外工場などへ出荷したものを含む。）

（そ の 他）

- ア. 同一調査票に掲げる品目を生産している同一企業内の他工場に出荷したもの
- イ. 同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの
- ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの
- エ. 受託生産品又は受託加工品を同一調査票に掲げる品目を生産している生産業者（委託
者）へ出荷したもの
- オ. 同一調査票に掲げる品目を生産している他企業に出荷したもので、転売することが明
らかなもの
- カ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研
究用など）
- キ. 自己消費したもの（ただし、調査票に消費欄が設けられている場合は消費欄に計上し
てください。）
- ク. 受入れた製品を返品したもの

（販売金額）

販売金額は生産者販売価格又は契約価格により評価してください。ここでいう販売価格又は契約価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料及びその他の諸掛り（積下し料、倉庫料、港湾運送費、船積料）を除き、消費税を含めたものです。

なお、包装又は梱包して出荷する製品についての包装費又は梱包費は、価格に含めてください。

⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの事業所（工場）で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの事業所（工場）及び工場が主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものも含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

なお、一社一工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は、工場の所属とします。

（注） 製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

$$\text{（前月末在庫＋生産＋受入）－（消費＋販売＋その他出荷）＝月末在庫}$$

調査票に「受入」や「その他出荷」の項目が設けられていないこと、又は廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

(2) 労 務 欄

① 月末従事者数

調査期間の末日現在において、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する人数を「当該品目部門」及び「事業所」にそれぞれ記入してください。

ア. 従事者とは次のものをいいます。

(ア) 期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇われている者。ただし、親企業又は子会社への出向者、長期欠勤者（連続1か月以上）及び労働組合専従者は除きます。

(イ) 親企業又は子会社からの出向者、人材派遣会社からの派遣従業者などは(ア)に準じて扱います。

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(エ) 個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者

イ. 「当該品目部門」の従事者とは、調査品目の生産に従事する者をいいます。

なお、一貫工場又は兼業工場で2業種以上を兼業する工場は、それぞれの業種に区分して記入しますが、兼務している従事者及び補助、管理部門のような共通部門の従事者の数は、妥当な方法（生産額など）で配分してください。

ウ. 「事業所」の従事者とは、その工場全体の従事者をいいます。

なお、本社の従事者は原則として含めませんが、工場と本社が同一場所にあつて区分が困難な場合は含めても差し支えありません。

(3) 生産能力欄

調査票所定の品目について、調査期間の末日現在におけるあなたの事業所（工場）の月間生産能力を次の生産能力算定基準に従って記入します。

なお、月間生産能力の把握が困難な工場は、年間（又は年度）生産能力の12分の1を記入してください。

① 生産能力一般算定基準

ア. 生産能力は、あなたの事業所（工場）の生産諸条件が標準的な状態にある場合、その生産設備で生産可能な最大生産量（又は最大産出額）とします。同一の生産設備から当該品目以外の品目が生産される場合は、過去の生産構成などからできる限り当該品目の生産能力を割り出してください。

なお、生産設備以外で生産のネック要因になりうるものについては、生産能力算定に当たって、これを考慮してください。

イ. 生産設備の対象範囲は、原則としてあなたの事業所（工場）の現有生産設備とします。

ただし、将来破棄を予定して休止した設備及び現在休止している設備であつて、再使用するには設備の更新に近い大改造を必要とするものは、含めないでください。

ウ. 操業時間及び操業日数は、あなたの事業所（工場）の標準的なものとします。一時的な需給関係による操業時間及び操業日数の変動や行政的な制約などによる生産制限及びストライキなどは稼働率の変化とみなし、生産能力算定にあたって、考慮しないでください。

エ. 労働力は、あなたの事業所（工場）の生産設備（又は生産工程）に従事する標準的な人員とします。人員の一時的な変化は生産能力算定に当たって、考慮しないでください。

② 品目別生産能力算定基準

調査品目ごとの生産能力算定基準は、月報別記入注意事項の生産能力に示すとおりです。具体的に条件設定がなされている品目（算式が示されているもの）については、それらの条件に基づいて生産能力を算定してください。

③ 生産能力算定基準の見直し

品目別生産能力算定基準のなかで具体的な条件設定がなされていないもの（算式が示されていないもの）については、各工場が定期的（年初又は年度初）に見直しを行ってください。

(4) 備考欄

- ① 製品欄に掲げた調査品目の生産、販売、在庫などで、前月と比べ大幅な変動があった場合は、「〇〇〇向け需要増（又は需要減）」、「定期修理入り（又は定期修理明け）」、「事故」、「生産中止」、「棚卸」、「災害」など、差し支えない範囲で主な理由を注記してください。

なお、「定期修理入り」については、その設備の定期修理期間及び前回実施時期も合わせて注記してください。

- ② 生産能力に変化があった場合は、「増設」、「設備廃棄」、「生産能力の見直し」などの区別を記入してください。

[月報別記入注意事項]

《 鉱 物 及 び コ ー ク ス 月 報 》

調査票の記入は、以下の記入注意によります。

1. 金属鉱物の記入について

記入欄は、「1－3. 精鉱」欄です。

選鉱によって得た精鉱の生産、出荷、月末在庫の数量を金属含有量で記入してください。ここでいう精鉱とは、粗鉱を処理（選鉱）した鉱物、又は直送塊鉱をいいます。

含有量の記入単位は、金は「g」、銀は「kg」、その他は「t」で記入してください。

(1) 生 産

調査期間中に国内にあるあなたの事業所で、自山鉱、買鉱の区別なく粗鉱を処理（選鉱）し、実際に生産した精鉱を金属含有量で記入してください。

(2) 出 荷

調査期間中あなたの事業所及び事業所が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から実際に出荷した精鉱を金属含有量で記入してください。

(3) 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの事業所及び事業所が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある精鉱を金属含有量で記入してください。

2. 非金属鉱物の記入について

記入欄は「1－1. 製品」欄及び「1－2. 非金属鉱物販売・消費内訳」欄です。

(1) 製 品 欄

調査品目（調査票記載品目）の製品を生産している事業所の受け払いを、以下の点に注意をして品目毎に記入してください。

ア. けい石を生産（採掘）して、これを原料としてけい砂を生産している場合は、けい石の生産欄及び消費欄に記入し、生産したけい砂については、けい砂の生産欄に記入してください。

なお、けい石を生産（採掘）していない場合、けい砂の原料として受入れたけい石は、記入しないでください。

イ. がいろ目粘土などの粗鉱から生産されるけい砂は、けい砂に記入してください。

① 生 産

調査期間中に国内にあるあなたの事業所で、実際に生産した製品の数量を記入してください。なお、あなたの事業所で他の製品に加工又は消費するために生産したものも含めてください。

② 受 入

調査期間中にあなたの事業所で生産している調査品目と同一の製品で、事業所又は倉庫に次の事由により受入れた鉱量を記入してください。

ア. 他企業から購入したもの（輸入を含む。）

イ. 同一企業内の他事業所から受入れたもの

ウ. 粗鉱処理を他の事業所へ委託した場合の戻り（製品）量

③ 消費（処理）

調査期間中にあなたの事業所で他の製品の原材料、加工用として消費した場合（けい石をけい砂の原料として消費、石灰石をセメント用に消費、ドロマイトを焼成ドロマイト用に消費した場合など）その数量を記入してください。また、あなたの会社の他の事業所に他の製品の原材料、加工用として出荷した場合（石灰石を同一企業内のセメント工場に出荷した場合など）も、消費に記入してください。

④ 出 荷

調査期間中にあなたの事業所及び事業所が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量(委託品の戻り品を販売したものを含む)及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は「販売」、「その他」に区分して記入してください。

(販 売)

ア. 販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ. 販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ. 受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、出荷先が同一調査品目を生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ. 同一調査品目を生産していない同一企業内の他の事業所へ出荷したもので全くの転売品
(その他)

ア. 同一調査品目を生産している同一企業内の他の事業所に出荷したもの

イ. 同一調査品目を生産している他の企業の事業所に出荷したもの

ウ. 委託生産又は委託加工のための原材料として出荷したもの

エ. 受託生産品又は受託加工品で同一調査品目を生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

オ. 自家使用したもの（自工場施設などへの設備投資、見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

カ. 受入れた製品を返品したもの

(販売金額)

販売金額は生産者販売価格又は契約価格により評価してください。ここでいう販売価格又は契約価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料及びその他の諸掛り（積下し料、倉庫料、港湾運送費、船積料）を除き、消費税を含めたものです。

なお、包装又は梱包して出荷する製品についての包装費又は梱包費は、価格に含めてください。

⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの事業所で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの事業所及び事業所が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してある製品の数量を記入してください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含めてください。

(注) 製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

(前月末在庫＋生産＋受入)－(消費＋販売＋その他出荷)＝月末在庫

廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

(2) 非金属鉱物販売・消費内訳欄

「１－１．製品」の販売数量と消費数量の合計を下記「用途別分類表」により用途別に記入してください。その際、「１－１．製品」の販売数量と消費数量の合計と「１－２．非金属販売・消費内訳」数量の合計は一致させてください。

用 途 別 分 類 表

用途別分類	説 明
鉄 鋼 ・ 製 錬 用 (含フェロアロイ用)	鉄鉱石・銅鉱石などと共に鉄鋼・製錬原料として炉に投入されるものをいいます。なお、炉壁材、目地に使われるものはその他用に記入してください。
鋳物砂・耐火物用	鋳物砂の原料となるもの、耐火煉瓦の原料及び炉壁材、目地に使われるものをいいます。
セ メ ン ト 用	セメントの原料となるものをいいます。
ソーダ・ガラス用	ソーダ・ガラス（板ガラス、瓶を含む）、ガラス繊維などの原料となるものをいいます。
道 路 用	道路の建設、整備などに直接使用されるものをいいます。
コンクリート骨材用	セメントと混合し、コンクリートを製造するために使われるものをいいます。
そ の 他 用	けい石をけい砂の原料として消費した時など、上記以外のものをいいます。

3. コークスの記入について

(1) 「１－１．製品」欄

① 生 産

調査期間中に国内にあるあなたの事業所（以下「工場」という。）の石炭乾留設備で、実際に生産したコークスの数量を、次の点に注意して記入してください。

ア．あなたの工場が他から受託して生産したコークスは、受託者側であるあなたの工場の生産として計上してください。

イ．あなたの工場が他に委託して生産させたコークスは、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの工場の生産には含めないでください。

ウ．あなたの工場で消費するために生産したものも含めてください。

注：ガラ焼、コーライトなどの半成コークスは「製品」の対象から除きます。

② 受 入

調査期間中にあなたの工場又は倉庫に次の事由により受入れたコークスの数量を記入してください。

ア．他企業から購入した国内コークス（輸入コークスは含まない。）

イ．同一企業内の他工場から受入れた国内コークス（社内融通分）

ウ．委託生産品を委託先の工場から受入れたもの

③ 消 費

調査期間中にあなたの工場で他の製品の原材料及び燃料として、実際に消費したもの（ガス化用などを含めます。）を記入してください。

なお、あなたの工場の暖房用、福利厚生部門、付帯事業部門などで消費したもの及び従業員に支給したものは「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

④ 出 荷

調査期間中にあなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷したコークス（受入れ品を含む。）の数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

（販 売）

ア．販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ．販売することを目的として本社、営業所又は中継地など（これが契約の主体となって借受けている倉庫などを含む。）に出荷したもの

ウ．受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの

ただし、委託者がコークスを生産している生産業者である場合は、販売には計上せず、出荷欄の「その他」に計上してください。

エ．コークスを生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

（その他）

ア．コークスを生産している同一企業内の他工場へ出荷したもの（社内融通分）

イ．同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの

ウ．受託生産品を、コークスを生産している生産業者（委託者）へ出荷したもの

エ．自家使用したもの（見本用、贈答用、展示用、試験研究用など）

オ．あなたの工場の暖房用、福利厚生部門、付帯事業部門などで消費したものと及び従業員に支給したもの

（販売金額）

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

ア．ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

注：その他の諸掛りには、積み下ろし料のほか、保税倉庫保管料、港湾運送費、船積費などがあります。

イ．委託者から原材料の供給を受け、加工賃を受け取る場合の価格は、原材料をその受給時の市価で購入したものとして算出してください。

⑤ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの工場で生産したコークス及び受入品でああなたの工場及び工場が契約の主体となって借受けている倉庫又は保管場所に保管してあるコークスの数量を記入してください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているもの（貨車積みのため駅頭にあるものなど）を含め、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

また、1社1工場の場合、本社と工場が経理上区別していない倉庫は工場の所属とします。

(2) 「４．生産能力（基準・乾量）」欄

２０２４年の調査票改正により、「室炉」と「その他の炉」を統合しています。

- ① 生産能力は乾量数値で記入してください。
- ② 生産能力算式の設備は稼働中、保温中及び再開を意図する休止中の炉（修理中のものも含む。）を対象とします。
- ③ 生産能力は次の算式により記入してください。

注：公称能力（設計能力）によるものではありません。

$$\text{生産能力} = 1 \text{ 室当たり } 1 \text{ 回の原料装入量（乾量）} \times \text{室数} \times 24 \text{ 時間} / \text{炭化時間} \\ \times \text{月間操業日数} \times \text{歩留}$$

- ④ 室炉の１室当たり１回の原料装入量（乾量）は稼働中及び休止中とも、次の算式によってください。

〈１室の有効内容積〉

[冷間における平均炉幅×有効（炉蓋均し口の下までの高さ）×有効長] × 嵩密度

- ⑤ その他の炉の１室当たり原料装入量（乾量）は実挿装入量によってください。
- ⑥ 炭化時間は、挿装入から次回装入までの時間をいいます（室炉については平均炉幅別に次表の基準で、その他の炉については実際の炭化時間によってください。）。
- ⑦ 室炉の歩留については次表によってください。

炭化時間、歩留及び嵩密度

区分	室 炉			その他の炉
	溶鋳炉用（製鉄）	鋳物用	一般用	
炭化時間 （平均炉幅による）	15時間 × $\left[\frac{W}{400} \right]$ W: 平均炉幅 (mm)	400～410mm 26時間 450～460mm 32時間	400～420mm 16時間 450mm 20時間	実炭化時間 による
歩留 (%)	75	78	70	実歩留
原料嵩密度 (t/m ³)	0.725			

注： 次の条件により生産されるコークス炉の能力は下記のように能力修正してください。

ア．移動機械など（装炭車、押出機、コークガイド車、消火車など）により炭化時間に制約を加える要因がある場合には、炭化実績時間にもとづき個別に記入してください。

イ．生産能力修正率

- （ア）成形炭配合法： ±0%
（イ）調湿炭装入法： +4%
（ウ）予熱炭装入法： +35%

- ⑧ 新設炉については生産計画上の製品により、記入してください。また、新設、休止、廃止があった場合は、その「年月日」を「備考欄」に記入してください。

《原油及び天然ガス月報》

調査票の記入は、以下の調査項目別記入注意によります。

数量の記入に当たっては、調査票に指定した単位（原油：kl、天然ガス：10³m³〔基準状態〕）で記入してください。天然ガス量表示の「基準状態」とは、温度 15.6℃、絶対圧 101.325kPa で、水蒸気で飽和された状態をいいます。

したがって、基準状態と標準状態による計量換算方式は次のとおりです。

基準状態 (Sm³) におけるガスの体積 (m³) = 1.0759 × 標準状態 (Nm³) におけるガスの体積 (m³)

(1) 製 品 欄

① 生 産

調査期間中に国内にあるあなたの事業所で、実際に生産した製品（調査票記載品目）の数量を記入してください。

② 消 費

調査期間中にあなたの事業所で当該部門の燃料として消費した数量を記入してください。

なお、見本用、展示用、試験研究用など燃料用以外に使用した自家使用分は「消費」とはせず、出荷欄の「その他」に計上してください。

③ 出 荷

調査期間中にあなたの事業所から、実際に出荷した数量及び販売金額を記入してください。

なお、出荷数量は次の事由により、「販売」、「その他」に区分して記入してください。

（販 売）

ア．販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの

イ．販売することを目的としてあなたの事業所の営業部門（地方公共団体の場合はガス供給部門）へ出荷したもの

（その他）

ア．同一調査品目を生産している同一企業内の他事業所へ出荷したもの

イ．同一事業所内の他部門へ液化石油ガス、圧縮ガス、ガス化学、ヨード製造などのため原燃料として出荷したもの

ウ．自家使用したもの（見本用、展示用、試験研究用など）

（販売金額）

販売金額は、契約価格又は生産者販売価格により評価した金額を記入してください。

ア．ここでいう契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込み料、運賃、保険料、その他の諸掛りを除き、消費税を含めたものです。

注：その他の諸掛りには、積み下ろし料のほか、港湾運送費、船積費などが含まれます。

イ．金額の算出について

油種及び発熱量などの単位（「kl」及び「10³m³〔基準状態〕」）当たりの金額が異なる場合は、できるだけ油種ごと、発熱量ごとなどに分けて算出してください。

④ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの事業所で生産した調査品目の製品及び受入品で、あなたの事業所に保管してある製品の数量を記入してください。

(2) 原油生産内訳欄

この項目には、生産された原油の軽質油（15℃で比重 0.83 未満のもの）について記入してください。

なお、軽質中の「コンデンセート」については、軽質の内数を記入してください。

(3) 天然ガス生産内訳欄

ガス田の種類別生産量（油田ガス、ガス田ガス・炭田ガス（構造的、水溶性））をそれぞれ該当するガス田ごとに記入してください。

これらの合計数値は「製品欄」の生産数量(0102(A))と一致します。

- ① 「油田ガス」とは、油田地帯より産出するもので、いわゆる油井ガスをいいます。
- ② 「ガス田ガス」とは、ガス田地帯より産出するもので、原油を伴わないものをいいます。また、「炭田ガス」とは、炭田地帯より産出する天然ガスをいいます。

なお、このなかには炭鉱ガス抜きガスは含めません。

「ガス田ガス・炭田ガス」の「構造的」とは、ガス単独で遊離して存在するガス層から産出するものをいいます。また、「水溶性」とは、ガスが水に溶解して存在するガス層から産出するものをいいます。

(4) 天然ガス出荷、消費内訳欄

この項目は、天然ガスの出荷と消費内訳を産業別に区分して記入してください。

また、兼業している部門へのお荷・消費の場合は、該当する部門へ配分して記入してください。

なお、「天然ガス出荷、消費内訳」の合計数値は、製品欄(0102)の消費(B)+出荷(販売(C)、その他(E))の合計数値と一致します。

- ① 「原油・天然ガス鉱業」には、原油・天然ガス鉱業向けに払出されたものを記入してください。

なお、原油及び天然ガスを生産している事業所に払出したものは産業のいかんを問わず全て本欄に記入してください。

- ② 「化学工業」には原料、燃料を問わず化学工業向けに払出したものを記入してください。
- ③ 「その他の製造業」には、食料品、繊維、紙・パルプ、窯業・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、機械及びその他の製造業向けに払出したものを記入してください。
- ④ 「電気業」には、公営、民営を問わず電気事業（自家発電を含む。）向けに払出したものを記入してください。
- ⑤ 「ガス業」には、都市ガス事業向けに払出したものを記入してください。
- ⑥ 「その他産業」には、農業・林業、漁業、建設業、運輸・通信業、卸売・小売業、鉱業（「原油・天然ガス鉱業」を除く。）向けなど上記①～⑤以外の産業に払出したものを記入してください。

《 石 油 製 品 月 報 》

調査票の記入は、以下の調査項目別記入注意によります。

(1) 製 品 欄

① 調査品目

各調査品目の規格は原則として JIS（日本産業規格）に基づいたもので記入してください。

また、下記の各油種については補足説明に従って記入してください。

ア. ナフサ

石油化学用原料となる改質ガソリン（リフォメート）は石油化学用ナフサに含めてください。

なお、バイオナフサ（「バイオマス等非化石由来原料」から生成されたナフサ相当の炭化水素）単体は含めないでください。

イ. ジェット燃料油

混合後 SAF（ニート SAF を混合上限 50% で石油由来ジェット燃料油と混合したもの）も含めてください。

ウ. 軽油

バイオディーゼル（リニューアブルディーゼル）単体（非化石分が 50% 以上の場合）は含めず、石油由来の軽油等と混合し、石油由来分が 50% 以上の場合を含めてください。

エ. アスファルト

アスファルトには、カットバックアスファルト及び燃焼用、工業用などに使用されるアスファルトも含めてください。

オ. 液化石油ガス

液化石油ガスの生産数量は、製品タンクに入れた数量を記入してください。

なお、製品タンクに入れる前に気化させて石油ガスとして精製燃料に消費するものは除きます。また、一度製品タンクに入れた液化石油ガスを気化させて精製用燃料に消費した場合は、石油ガスの生産とみなし、液化石油ガスの生産には含めないでください（注:石油ガスは重油換算で表示するため液化石油ガスの表示量とは一致しない。）。

＜液化石油ガスの記入例＞

一度製品タンクに入れた液化石油ガス（B.B）（200t）を気化させて精製用燃料に消費した場合

1-1. 製 品		(当月の実績)				(月報への記入方法)	
項 目		単位	番号	生産	消費	生産	消費
品 目				A	C	A	C
液化石油ガス	P.P、P.B	t	0114				
	B.B	t	0115	500	200	300	
精製及び混合原料油		kl	0119				
石 油 ガ ス		kl	0120			190	190

カ. その他の石油製品

掲載品目以外の製品を記入してください。

キ. 精製及び混合原料油

あなたの製油所の精製過程にある油種のうち、他製油所の原料油として出荷されるものを記入してください。したがって、あなたの製油所の半製品を、他製油所の原料油として出荷する場合もここに含めてください。

なお、この生産の全ては「出荷」で払出され、他社向けは「販売部門」に、自社向けは「その他の転送」に記入してください。

ク. 石油ガス

石油精製過程において発生したガス（トッパーガス、プラットガス、FCC ガスなど）で液化しないもの及び液化石油ガスで製品タンクに入れる前に気化させたものをいいます（数量は、重油換算 kl で記入してください。）。

② 生 産

調査期間中に国内にあるあなたの製油所で、実際に生産（受託生産を含む。）した製品（調査票記載品目）の数量を次により記入してください。

ア. あなたの製油所が他から受託して生産した製品は、受託者側であるあなたの製油所の生産として計上してください。

イ. あなたの製油所が他に委託して生産させた製品は、これを実際に生産した委託先で生産に計上しますので、あなたの製油所の生産には含めないでください。

ウ. あなたの製油所で精製用燃料として消費するために生産したものも含めてください。

エ. 保税加工により生産したものも含めてください。

オ. 他製油所から潤滑油を受け入れ、あなたの製油所で生産した原料油又は添加剤を混合して新たな潤滑油を生産した場合は、生産の重複を防ぐため、あなたの製油所で混入した原料油又は添加剤のみを生産量に計上してください。輸入品に添加剤などを混合した場合なども、輸入品の数量を生産量に含めないでください。

ただし、他製油所で潤滑油ではなく「精製用混合原料油」として計上された潤滑油とあなたの製油所で生産した原料油又は添加剤を混合して生産した潤滑油は全量を生産に記入してください。

③ 受 入

調査期間中にあなたの製油所で生産している調査品目（調査票記載品目）と同一の製品で、製油所の石油タンクに次の事由により受入れた数量を記入してください。

ア. 販売部門から受け入れたもの

自社・他社を問わず、販売部門から受入れたものを記入してください。

イ. 自社の他製油所から転送されたもの

あなたの会社の他製油所から転送され、受入れたものを記入してください。

注：受入れが、翌月にわたっても、転送側が当月中に払い出したものは、当月中の受入れとみなしてください。

ウ. 輸入したもの

あなたの製油所のタンクに直接受入れた輸入品を記入してください。

<受入欄の記入例>

製品の輸入が、20,000kl あったときの月報は、次のように記入します。

(製 品)

項 目 品 目		生 産	(販売部門) 受 入 (輸 入)	消 費	出 荷	品 種 振 替	月 末 在 庫
ガソリン	前月						60,000
	当月	10,000	20,000		50,000		40,000

④ 消 費

調査期間中にあなたの製油所で消費した精製用燃料（加熱炉・ボイラー・発電機などに使用）の数量を記入してください。

⑤ 出 荷

調査期間中にあなたの製油所から実際に出荷（自家使用を含む。）したものを記入してください。

（販売部門）

あなたの製油所から自社、他社を問わず販売部門へ出荷したものを記入してください。

（その他）

ア．転送

あなたの会社の他製油所に払い出したものを記入してください。

イ．その他

精製用燃料以外に自家使用したもの（洗浄用など）を記入してください。

⑥ 品種振替

製品として一度生産された製品を他の製品に振替え又は再処理（在庫製品の再処理、原料油及び半製品への格下げも含む。）した場合は「－」符号を付し（△又は▲は使用しないでください。）、他の製品から振り替えられた場合は正数で記入してください。この場合、「－」符号を付した製品に生産がある場合には、生産量から差引き、後者の製品に加えることとし、「品種振替」欄は記入しないでください。

<品種振替欄の記入例>

A重油をB・C重油に振替えたとき。

例1 A重油の生産量があるとき。

1－1．製 品		(当月の実績)			
品 目	項 目	単 位	番 号	生 産	品種振替
				A	G
重油	A重油	kl	0109	150	－50
	B・C重油	kl	0110	100	50

(月報への記入方法)

生 産	品種振替
A	G
100	0
150	0

例2 A重油の生産量より振替える量が多いとき。

1－1．製 品		(当月の実績)			
品 目	項 目	単 位	番 号	生 産	品種振替
				A	G
重油	A重油	kl	0109	150	－190
	B・C重油	kl	0110	100	190

(月報への記入方法)

生 産	品種振替
A	G
0	－40
250	40

例3 A重油の生産がないとき。

1－1．製 品		(当月の実績)			
品 目	項 目	単 位	番 号	生 産	品種振替
				A	G
重油	A重油	kl	0109	0	－80
	B・C重油	kl	0110	100	80

(月報への記入方法)

生 産	品種振替
A	G
0	－80
100	80

⑦ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの製油所で保管してある製品の数量を記入してください。
ただし、ボンド扱い石油製品及び一般需要家からの預かり品を含めないでください。

なお、在庫には、販売済みのもので未引渡しとなっているものを含め、また、受託生産した製品を受託者が保管している場合は、受託者の在庫に計上します。

(注) 製品欄に記載する数量については、調査項目間に次のバランス関係が成立します。

前月末在庫＋生産＋受入＋品種振替＝消費＋出荷＋月末在庫

廃棄、災害、棚卸などの事由により、このバランス関係が著しく崩れている場合は、備考欄にその事由を具体的に記入してください。

(2) 半製品欄

ここでいう半製品とは、原油以外で製品の原料として自製油所で使用されるもの及び原油や原料油を処理し製品化するまでの基油（仕掛品）をいいます。また、製品より格下げされたもの（例えば廃油、原油以外の回収油などの発生油）も半製品に含みます。

ガソリンへ投入した MTBE（含酸素炭化水素）は粗ガソリンとして扱いますので、消費量を投入に含め、消費量と同数量を受入に含めて記入してください。

ジェット燃料油へ投入したニート SAF は粗灯油として扱いますので、消費量を投入に含め、消費量と同数量を受入に含めて記入してください。

① 受 入

調査期間中にあなたの製油所で受け入れた半製品の数量を記入してください。

② 投 入

調査期間中にあなたの製油所で製品を生産するため処理した半製品の数量を記入してください。

なお、結果数量がマイナスの場合、マイナス記号「－」符号を付し、投入数量としてください（▲又は△は、付けないでください。）。

③ 出 荷

調査期間中にあなたの製油所から他の製油所に払い出した半製品の数量を記入してください。

④ 月末在庫

調査期間の末日現在において、あなたの製油所で保管してある半製品の数量を記入してください。

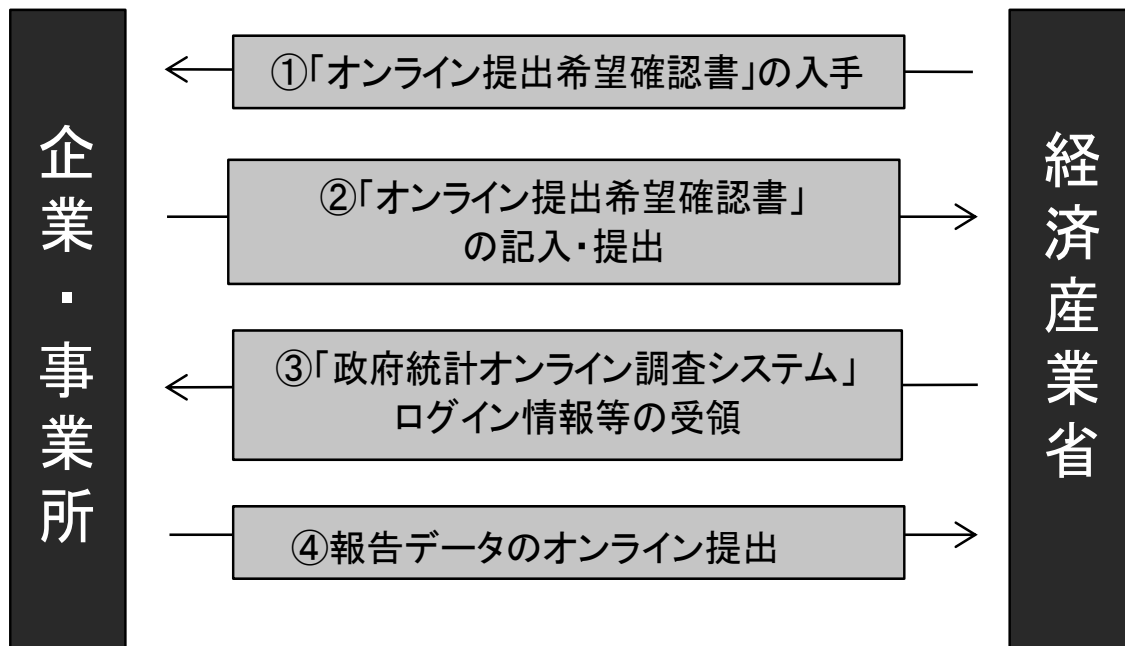
なお、A重油の半製品及び装置原料については、「粗軽油」に含めず「粗重油」に含めて記入してください。装置原料とは、最終製品となる前に分解装置などに投入するものをいいます。

調査票のオンライン提出について

生産動態統計調査などの調査票をオンラインで提出するには、企業・事業所と経済産業省の間をインターネットなどの情報ネットワークで結び、各種の調査票の報告を行う「政府統計オンライン調査システム」を利用することになります。

システム利用に関する手続きの流れ及び「オンライン提出希望確認書」の記入要領、提出方法、提出先、問合せ先は以下のとおりです。

システム利用手続きの流れ



（１）システム利用に関する手続きの流れ（※）

①「オンライン提出希望確認書」の入手

２２ページに「オンライン提出希望確認書」【新規届】（※）の様式がありますので、コピーして利用してください。

なお、経済産業省ホームページからも様式（Excel 形式）の取得が可能です。

<https://www.meti.go.jp/statistics> → 統計トップページ「調査にご協力いただいている方へ」 → 「オンラインによる統計報告」 → 「２．オンライン提出希望確認書」

②「オンライン提出希望確認書」の記入・提出

「オンライン提出希望確認書」に必要事項を記入し、経済産業省へ E-MAIL 又は郵送にて提出してください。

なお、電話などで記入内容の確認をする場合があります。

③「政府統計オンライン調査システム」ログイン情報等の受領

経済産業省から、「政府統計オンライン調査システム」にログインする際に必要な調査対象者 ID、初期パスワードを記載した資料及び操作説明書を郵送します。

④ 報告データのオンライン提出

調査票提出日までに、オンラインによる調査票データの提出をしてください。

※「調査対象者 ID」、「初期パスワード」情報が送付されている場合、「オンライン提出希望確認書」【新規届】の提出は必要なく、既にオンラインによる調査票の提出が可能となっています。

(2) オンライン提出希望確認書記入要領

① オンライン開始希望時期

- ・何月分の提出からオンライン開始を希望するのか記入してください。

② オンライン担当者情報

- ・「担当者名」欄には、実際に「政府統計オンライン調査システム」を利用してオンライン提出を行う担当者名を記入してください。
- ・「メールアドレス」欄には、オンライン担当者が業務で使用している E-MAIL アドレスを記入してください。

※政府統計オンライン調査システムを利用する際に必要なパソコンの利用環境については、21 ページで確認してください。

③ オンライン提出調査票

- ・「事業所番号」欄には、オンライン担当者が調査票データのオンライン提出を担当する事業所の事業所番号を記入してください。
- ・「調査票番号」欄には、事業所ごとにオンライン提出する調査票番号を記入してください。一部オンライン提出しない調査票がある場合は、当該調査票番号は記入しないでください。
- ・1 事業所の調査票番号を 1 行に書くことができない場合は、次の行に記入してください。
- ・記入欄が足りない場合は、「オンライン提出希望確認書」をコピーし、2 枚目以降に記入してください。

(3) 「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合

「オンライン提出希望確認書」の記載内容に変更が生じた場合は、23 ページの「オンライン提出希望確認書」【変更届】に変更内容を含む全ての項目を記入し、提出してください。様式 (Excel 形式) の入手方法及び提出先は、前記【新規届】と同様です。

(4) 調査に関する問合せ先

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室

電話：03-3501-1511（代表）

企画調整班 2861～2862（内線）

(5) 「オンライン提出希望確認書」の提出先及び「政府統計オンライン調査システム」に関する問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ

統計情報システム室 オンライン調査担当

電話：03-3501-1090（直通）

E-MAIL：bzl-stats-info@meti.go.jp

【参考】パソコンの利用環境について

政府統計オンライン調査システムは、インターネットを利用したシステムです。利用に当たっては、以下のシステム環境及び通信環境が必要です。

●システム環境（2024年9月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1） Windows 10（※1）	Firefox 130 Google Chrome 128 Microsoft Edge 128	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
macOS 14.6	Safari 17	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。

また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

- ・「このファイルのソースが信頼できないため、Microsoft によりマクロの実行がブロックされました。」と表示された場合は以下の URL に対処法の記載があります。

https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk

●通信環境

ブロードバンド環境を推奨します。

なお、利用環境の詳細や最新情報は、以下の URL から確認してください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

●政府統計オンライン調査システムマニュアル

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/manuald.pdf>

●政府統計オンライン調査システムのよくある質問及び回答

以下の URL にアクセスし、確認してください。

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/qa.html>



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 新 規 届 】

記入日：_____

オンライン開始希望時期	年 月分の提出から
-------------	-----------

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

《問合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



オンライン提出希望確認書（経済産業省）

【 変更届 】

記入日：_____

調査対象者ID	
---------	--

現在ご利用中のID(英数字10桁)をご記入ください。

オンライン担当者情報	実際にシステムを操作される方をご記入ください。ご担当者が複数の場合は代表者名としてください。		
担当者名			
企業名			
部署名			
資料送付先	(〒)		
電話番号		内線	
メールアドレス			

オンライン提出調査票	1つの事業所で調査票が9種類以上になる場合は、次の行に続けてご記入ください。							
事業所番号(数字10桁)	調査票番号(数字4桁)							

政府統計オンライン調査システム運用にかかる事務の目的を超えて、個人情報を利用したり提供することはございません。

(備考欄)	例) 1234567890(事業所番号) 1234(調査票番号) 4月分より追加
-------	--

《問い合わせ先》

経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室 オンライン調査担当

TEL: 03-3501-1090

E-MAIL: bzl-stats-info@meti.go.jp

(2023.06様式)



報月スークス及物鋳

(2025年 月分)

基礎經濟	幹省產業	生產動態統計	統計
提出	先	經濟產業大臣	
提出期日		翌月15日	
提出部数		1部	

[illegible]



経済産業省生産動態統計調査

原油及び天然ガス月報

(2025 年 月分)

基 幹 統 計	経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1－1. 製 品			生 産	消 費	出 荷			月 末 在 庫
項 目 品 目	単 位	番 号			販 売		そ の 他	
					数 量	金 額 (千円)		
原 油	kl	0101						
天 然 ガ ス	10 ³ m ³ (基準状態)	0102						

1-2. 原 油 生 産 内 訳			単位:kl	
項 目 品 目	番 号		軽	質
			A	コンデンセート B
原 油	0121			

1－3.天 然 ガ ス 生 産 内 訳		単位:10 ³ m ³ (基準状態)			
品 目	項 目	番 号	油田ガス	ガス田ガス・炭田ガス	
				構 造 性	水 溶 性
				A	B
天 然 ガ ス		0131			

1-4. 天 然 ガ ス 出 荷、消 費 内 訳		単位:10 ³ m ³ (基準状態)					
品 目	項 目 番 号	原 油・天 然 ガ ス 鉱 業	化 学 工 業	そ の 他 の 製 造 業	電 気 業	ガ ス 業	そ の 他 産 業
		A	B	C	D	E	F
天 然 ガ ス	0141						

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月末従事者数	
		A	
原油及び天然ガス部門	0301		
事 業 所	0302		

備考

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - -)

(年 月 日作成)

統計調査番号		調 査 票 番 号		年 月 分		事 業 所 番 号			
A 0 7		8 0 4 0		2 0 2 5		都道府県	整 理	番 号	
						法人番号			

令和 4. 12 改正

経 済 産 業 省 (鉱工業動態統計室)



石油製品月報

(2025 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1-2. 半製品		単位:kl	
品目	項目	番号	品
	粗ガソリン	0121	
粗灯油		0122	
粗軽油		0123	
粗重油		0124	
粗潤滑油		0125	
粗コークス		0126	
粗		0127	

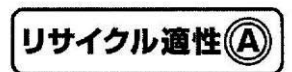
3. 労働		単位:人	
区分	分	番号	務
	石油製品部門	0301	
事業所		0302	

備考

1-1. 製品		品	
品目	項目	単位	番号
	自動車用高級ガソリン	kl	0101
ガソリン	自動車用並級ガソリン	kl	0102
その他用ガソリン		kl	0103
ナフサ	石油化学用ナフサ	kl	0104
その他用ナフサ		kl	0105
ジェット燃料油		kl	0106
灯油		kl	0107
軽油		kl	0108
重油		kl	0109
A・C重油		kl	0110
潤滑油		kl	0111
パラフィン		t	0112
アスファルト		t	0113
液化PRPB		t	0114
石油ガス		t	0115
オイルコークス		t	0116
回収いおう		t	0117
その他の石油製品		kl	0118
精製及び混合原料油		kl	0119
石油ガス		kl	0120

企業名	本社又は本店所在地	(〒 - -)	(電話 - - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 - -)	
報告者の氏名	作成者の所属部署名及び氏名	(電話 - - -)	

(年 月 日作成)	統計調査番号	調査票番号	年	月分	都道府県	事業所	整理番号	番号
	A 0 7	8 0 6 1	2 0 2	5				



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。